Ⅲ 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。

また、森林法施行規則第 8 条の 20 第 1 項に定める小流域は、森林計画図において表示する区域のとおりとします。

森林計画図は、千葉県農林水産部森林課において縦覧します。

なお、計画の対象とする森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出

ただし、(1)については、保安林、保安施設地区の区域内の森林、海岸法第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。

表－13 市町村別面積（民有林） （平成29年3月31日現在） 単位 面積:ha

区分		面積	備考
総数		61,048	
千葉地区	計	17,553	
	千葉市	4,225	
	習志野市	－	
	市原市	12,936	
	八千代市	392	
東葛飾地区	計	2,218	
	市川市	71	
	船橋市	339	
	松戸市	107	
	野田市	640	
	柏市	702	
	流山市	146	
	我孫子市	138	
	鎌ケ谷市	75	
	浦安市	－	

区　　分		面　　積	備　　考
印旛地区	計	11,789	
	成　田　市	4,322	
	佐　倉　市	1,881	
	四 街 道 市	523	
	八　街　市	1,084	
	印　西　市	2,148	
	白　井　市	451	
	富　里　市	679	
	酒 々 井 町	390	
	栄　　町	310	
香取地区	計	8,029	
	香　取　市	5,115	
	神　崎　町	403	
	多　古　町	1,836	
	東　庄　町	676	
海匝地区	計	4,128	
	銚　子　市	1,390	
	旭　　市	1,238	
	匝　瑳　市	1,500	
山武地区	計	8,533	
	東　金　市	1,566	
	山　武　市	4,201	
	大 網 白 里 市	782	
	九 十 九 里 町	80	
	芝　山　町	1,050	
	横 芝 光 町	853	
長生地区	計	8,798	
	茂　原　市	1,579	
	一　宮　町	579	
	睦　沢　町	1,310	
	長　生　村	138	
	白　子　町	167	
	長　柄　町	2,046	
	長　南　町	2,978	

(注)各欄を四捨五入して表記しているため、各欄を集計した値と計の欄の値が一致しない場合がある。

第2　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林は、その有する多面的機能の発揮を通じて、県民生活の維持・向上に寄与しています。各機能の発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりです。

表－14　森林機能別の望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、全体としては、①育成単層林での間伐等保育の積極的な推進、②育成複層林化や長伐期施業の推進、③天然生林の保全及び必要な管理、④保安林制度の適切な運用、⑤治山施設整備、⑥森林病害虫対策の実施等により森林の整備、保全を推進します。

また、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や保全措置により健全な森林を育成していくため、森林を地域の特性、資源の状況及び自然的条件・社会的要請を勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めるものとします。

表－15　森林機能別の整備・保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵(かん)養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、水源地の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林が、バランス良く配置されていることを目指すものとします。 特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽等による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や高性能林業機械等の導入により生産性の向上などを推進することを基本とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

表－16　到達すべき森林資源の状態　　単位　面積:ha

区　　分		現　況	計 画 期 末
面積	育成単層林	24,058	24,048
	育成複層林	137	270
	天然生林	26,552	26,510
森林蓄積（㎥/ha）		202	216

注）1 現況は、計画樹立時の数値である。
　　2 森林蓄積は、立木地における平均蓄積である。

2 その他必要な事項

特になし

第3　森林の整備に関する事項

1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の素材生産の動向、野生生物の生息状況等を勘案して、立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

ア　皆伐

皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとし、次のとおり実施することとします。

(ｱ) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(ｲ) 幼齢林地の保護、落石、風害等の防止及び風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要のある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ　択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、次のとおり実施することとします。

(ｱ) 単木、帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとし、原則として、材積にかかる伐採率は30％以下（伐採後の更新が植栽による場合にあっては40％以下）とします。

(ｲ) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間に配慮することとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）時期に関する指標であり、また、制限林の伐採規制等に用いられるものです。

市町村内に生育する主要樹種ごとに、次の表に示す林齢（標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢）を基礎とし、森林の持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林資源の構成を勘案して定めるものとします。

なお、この指針は、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務付けるものではありません。

地　　区	樹　　種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
千葉北部森林 計画区一円	45年	50年	40年	50年	15年	20年

(3) その他必要な事項

ア 竹林の管理

竹林は、長年放置すると高密度化し、また、周囲の森林へ侵入して森林の多面的な機能の低下を招く恐れがあるため、適切な伐採による密度管理と周辺への拡大防止に努めることとします。

イ 森林の生物多様性の保全

伐採等施業の実施に当たっては、生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木など、目的以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、極力残すように努めることとします。

ウ しいたけ原木林(コナラ・クヌギ)の伐採

原木林の胸高直径が10～16cmとなった段階で皆伐し、原木を収穫します。伐採の時期は、成長休止期とし、伐期齢は15年程度とします。伐採位置は、更新のたびに高くなるため、初回の伐採位置はできるだけ地面に近く地上5cm程度とし、根株の腐朽を防ぐために切り口は多少傾斜をつけ、水切りを良くします。ぼう芽枝は光を必要とするため、切り株には陽光が十分にあたるようにします。また、林齢が高くなり、根株の直径が大きくなるほど、ぼう芽する能力が低下するので注意が必要です。なお、伐採木を使用する場合、放射性物質の検査を行い、安全性を確認する必要があります。

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、市町村内の気候、地形、地質、土壌等の森林の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、施業制限の有無、地域の木材の利用状況、野生生物の生息状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林すべき樹種は適地適木を旨として、市町村内の森林の立地条件、木材の利用状況及び森林の造成目的を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要です。

また、将来にわたって森林経営や森林を良好な状態に維持するための危険分散としての多様な森林づくりに配慮し、スギ・ヒノキ以外の樹種についても必要に応じ指針を定めるものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、以下のとおり定めるものとします。

(ｱ) 人工林の植栽本数

植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産又は防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の植栽本数などを勘案して、主要樹種について、次の表を参考に定めるものとします。

なお、多様な森林づくりを進める観点及び効率的な施業実施の観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システムなどの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点等から、次表によらない造林計画については、林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

また、しいたけ原木林においては、皆伐後に他の樹種が優占する場合には、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて 3,000 本／ha となるように植栽することとします。

樹　種	仕立て方法	1ha当たり植栽本数
ス　ギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒ ノ キ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000

(ｲ) 育成複層林における植栽本数

択伐後の植栽本数は、伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比率に応じて、(ｱ)の植栽本数から決定することとします。

また、帯状・群状の皆伐後の植栽本数は、伐採面積に(ｱ)の植栽本数を乗じた本数を植栽することとします。

(ｳ) 人工造林等の標準的な方法

① 地拵えの方法

伐採木、枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することであり、林地の保全に配慮すること及び立地条件、労働力、経費等の条件により最も適した方法をとるものとします。

② 植付け方法

土壌、気候その他の自然条件、苗木の特性及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、皆伐による伐採跡地では、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して 2 年以内に植栽を完了することとします。なお、択伐による伐採跡地では、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内とします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等自然的条件等から見て、主として天然力の活用により適確に

更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、本計画区においては天然更新樹種を下記のとおり定めます。

コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、マツ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、スギ、ヒノキ、モミ等、将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種

なお、ぼう芽力は樹種によって著しい差異があることから、ぼう芽更新を行うことができる林分はぼう芽力の強い下記の樹種で構成されている林分とします。

コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ等、将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種

また、ぼう芽更新に適する樹齢であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、ぼう芽更新は期待できないことから、天然下種更新の為に母樹を残すか、植栽により的確な更新を行うこととします。伐採に適した時期は樹液の流動が休止している 11 月から 3 月の間とします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 天然更新の完了基準

天然更新の完了は、ウで定める天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の 2 倍以上のものに限る。以下、「天然更新すべき立木の本数」という。）以上あることを確認することとします。この本数に満たない場合には、速やかな更新を図るため、天然更新補助作業又は植栽により確実な更新を確保するものとします。

天然更新をすべき期間内における天然更新対象樹種の期待成立本数は、1ha 当たり 10,000 本を標準とします。ただし、ぼう芽更新地におけるぼう芽枝の期待成立本数は、1ha 当たり 5,000 本を標準とします。

(イ) 天然更新補助作業

更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業として、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等を行うものとします。

① 天然下種更新

必要に応じて、地表掻き起し、刈出し、受光伐等を行うこととします。

② ぼう芽更新

ぼう芽発生の数年後にぼう芽枝整理（芽かき）を行って成立本数の調整を図るものとしますが、1 株に対して残すぼう芽枝の本数は、その林分の利活用の目的を勘案した単位面積当たりの仕立て本数に配慮の上、定めることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5 年以内とします。

⑶ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林、ぼう芽更新に適した樹種や種子を供給する母樹が存在しない森林、林床や地表の状況、病虫獣害の発生状況等により、天然更新が期待されない森林については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとします。

⑷ その他必要な事項

ア 野生鳥獣の被害対策

既往の野生鳥獣の被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は、「Ⅲの第4の3の⑴ 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針」及び「Ⅲの第4の4の⑵ 鳥獣害対策の方針（3 に掲げる事項を除く）」により対策を講じることとします。

イ しいたけ原木林（コナラ・クヌギ）の更新

立木密度が2,000本／ha、胸高直径が10～16cmの幹がまっすぐで枝分かれの少ない林を目指します。

更新方法は、皆伐によるぼう芽更新とし、皆伐後に他の樹種が優占する場合には、前述のとおり、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本／haとなるように植栽することとします。

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、森林に対する社会的要請、車道等や集落からの距離などの社会的条件、市町村内の森林資源の構成及び間伐・保育の実施状況を勘案して間伐及び保育に関する事項を定めるものとします。

⑴ 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐の方法は、林分密度、生産目標、樹種の特性、地位などによって異なりますが、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下記の表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

ア 間伐の時期

間伐の時期は、樹冠がうっ閉して植栽木個体間に競争が生じ始めた時期以降で、下枝の枯れ上り状況、林床植生の状態により決定することとします。

イ 間伐木の選定方法

植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木及び形質不良木のみに片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選木することとします。

なお、花粉症対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木することに配慮します。

ウ 間伐率

第2回目以降の間伐率は、材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で実施することとします。

ただし、間伐対象林分の立木本数が著しく多い場合は、2～3年間隔の間伐を繰返し、適正本数に誘導するよう間伐率を調整することとします。

樹 種	施 業 体 系	間 伐 林 齢 (年)						
		初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	備 考
ス ギ	植栽本数3,000本/ha							
	生産目標:柱材等	11～15	16～20	25～30	31～35			伐期 45 年
	生産目標:大径材	11～15	16～20	25～30	41～45	55～60	71～75	伐期 90 年
ヒノキ	植栽本数3,000本/ha							
	生産目標:柱材等	11～15	16～20	25～30	35～40			伐期 50 年
	生産目標:大径材	11～15	16～20	25～30	41～45	55～60	71～75	伐期 100 年

注)1 初回間伐は、除伐を兼ねて行う場合である。
2 上記の間伐林齢は目安とし、実際の林木の競合状態に応じて決定する。
3 柱材の4回目の間伐については、優良柱材生産の場合である。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育促進及び健全化を図るため、次の表に示す内容を基礎とし、また、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

保育種類	樹 種	実 施 林 齢 ・ 回 数															備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	3	14	15	
下 刈 り	ス ギ ヒノキ マ ツ	②	②	○	○	○	△										
つる切り								○		○							
除 伐								○					○				
下 刈 り	クヌギ コナラ	○	○	○			△										ぼう芽更新し、胸高直径10～16cm で伐採するしいたけ原木林の場合
芽 か き					○			○									
除 伐								○					○				
下 刈 り	ﾏﾃﾊﾞｼｲ	○	○	○	○	○	△										
芽 か き				①				②									

注)1 下刈りの②は、必要に応じて 2 回実行することを示す。
2 ○は 1 回実行、△は必要に応じて実行することを示す。
3 マテバシイの芽かきの①では残すぼう芽枝の数を 6～10 本に、②では同じく 3～4 本にする。

ア 下刈り、つる切りの方法等

下刈り及びつる切りは、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととします。

イ 除伐の方法等

除伐にあたっては、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとします。

ウ しいたけ原木林（コナラ・クヌギ）のぼう芽枝整理（芽かき）

発生初期のぼう芽枝は枯死するものが多いため、3～4 年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣がつき始めたころに 3～5 本／株に整理し、その後成長を見ながら 1～3 本／株を標準に調整することとします。

なお、幹から出たぼう芽枝は、はく離しやすいため、根のつけねや根から出たぼう芽枝を残すようにします。

エ マテバシイ林のぼう芽枝整理（芽かき）

しいたけ原木生産を目的とするマテバシイ林にあっては、ぼう芽発生初期から強度のぼう芽枝整理を行うと、残したぼう芽枝が孤立し、生育不良や風による折損が発生するため、樹冠がうっ閉し始める頃までは 6～10 本/株に、うっ閉後は 3～4 本/株を標準に調整することとします。

(3) その他必要な事項

ア 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、積極的に間伐又は保育を推進するものとします。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用した伐採等効率的な施業の実施を図るものとします。

イ 間伐の遅れにより、形状比（樹高を胸高直径で除した数値）や樹冠の大きさから、間伐実施後の成長の回復に長期間を要すると認められる人工林については、気象害を受ける危険性が高いことから、生産目標に達し主伐が可能な場合及び被害木が多くを占める場合には、適切な更新のための主伐の実施を検討するものとします。

ウ 枝打ちは、①優良材質の木材の生産、②林内の光環境の調節（複層林造成のための受光伐を含む。）③病害虫などからの保護を目的として実施します。

優良材質の木材として無節の柱材生産を目指す場合は、10.5cm角の柱では幹の直径が6cmまで、12cm角の柱では幹の直径が 7.5cm までに枝打ちを行います。

また、枝打ちは樹木の成長を抑制することから、1 回の打ち上げ高は 1.5～2.0m程度とし、樹冠の長さが樹高の 2 分の1を下回らないように実施します。

特に、サンブスギ林においては、スギ非赤枯性溝腐病の被害予防に効果があることから、積極的に実施することとします。また、実施時期は、幹の受傷と変色の発生に対して安全性の高い 10 月から 2 月頃とします。

エ 周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招く恐れがあることから、原則として除伐やタケノコの除去により拡大を防ぐこととします。また、除伐の実施時期は、翌年の発生を抑えることに効果的な 6～8 月とします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として公益的機能別施業森林等に関する事項を定めるものとします。なお、(1)の各公益的機能別施業森林の区域や(2)の木材の生産機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林の区域は重複することができることとしますが、この場合には、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林は、「Ⅲの第2の1の(1)に示す森林の有する機能」のうち「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、及び「生物多様性保全機能」の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。

なお、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の3機能を併せて「保健文化機能」として区分することとします。

ア 区域の設定の基準に関する指針

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考に、以下のとおり基準を定めることとします。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、遊水池、渓流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や、地形や地質、土壌等の特性から山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林であり、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防止を図る必要のある森林の区域とします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(快適環境形成機能維持増進森林)

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林や県民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であって、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等、地域の快適な生活環境の形成に資する森林の区域とします。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、優れた自然景観や植物群落を持つ森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び希少な動植物の生息している森林など、県民の保健・文化・教育的利用に適した森林の区域とします。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、「Ⅲの第2の1の(2)に定めた森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林ごとに定めることとします。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならいものとします。

(ｱ) 水源涵養(かんよう)機能維持増進森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。

また、健全な水循環を確保するため、未立木地等への植栽、モザイク的な配置に留意した伐採・更新の確保、一伐採面積の縮小・伐採箇所分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。

さらに、立地条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入等天然力を活用した施業も推進することとします。

(ｲ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

「災害に強い県土の形成」、「地域の快適な生活環境の保全」、「県民の憩いと学びの場の提供」の観点から、特にこれらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、択伐による複層林施業を行うこと、それ以外の森林については択伐以外の伐採方法による複層林施業を行うこととします。

また、適切な伐区の形状、配置等により伐採後の林分において機能の確保ができる場合は長伐期施業を行うことができるものとし、同施業における皆伐については、林床の裸地化の縮小及び分散を図る施業を推進することとします。立地条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入等天然力を活用した施業も推進することとします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林を、特定広葉樹育成施業(用語解説参照)を推進すべき森林として区分するものとします。

(ｳ) 複層林施業の方法に関する指針

複層林の造成に当たっては、当該森林の林齢が標準伐期齢以上に達した森林の立木について、主伐(択伐)を実施し下層木を植栽することとします。

主伐後の伐採跡地については早期更新を確保するため、伐採完了の翌年から 2 年以内(択伐による伐採跡地にあっては 5 年以内)に、「Ⅲの第3の2の(1)のイの人工造林の標準的な方法に関する指針」に定める植栽本数を基準とし、主伐に係る伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積と

の比率に応じて植栽することとします。

造林樹種については、「Ⅲの第3の2の(1)のアの人工造林の対象樹種に関する指針」に定める樹種を主体としますが、複層林の下層木は形状比が大きくなり、冠雪害に対する抵抗力が小さくなることに注意する必要があります。

また、複層林の造成後は上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の健全な成長を確保するため、下層木の1年間の樹高成長をよく観察して、上層木の間伐を実施することが必要です。なお、間伐に当たっては、上層木の過伐による公益的機能の低下を防止するため、一定蓄積が常に維持されるようにすることとします。

さらに、現況が単層林で将来複層林への誘導を予定している林分については、「Ⅲの第3の3の(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」、「Ⅲの第3の3の(2)保育の標準的な方法に関する指針」に定める標準的な方法を基準として適切な保育、間伐を実施することとします。

(ｴ) 長伐期施業の方法に関する指針

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径木の生産を目標とし、主伐の時期は概ね標準伐期齢の2倍の林齢以上とします。

また、林木の成長により林床が暗くなって林床植生が貧弱とならないよう、適切に間伐を実施することとしますが、過伐による公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐することとします。

さらに、伐採跡地については早期更新を確保するため、主伐の翌年度から 2 年以内に「Ⅲの第3の2の(1)のイの人工造林の標準的な方法に関する指針」に定める植栽本数を基準として植栽することとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、(1)の公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複することができますが、この場合は、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、多様な木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、適切な保育及び間伐等を推進することを基本とします。

この場合、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や高性能林業機械化導入による生産性の向上等を推進することとします。

(3) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化するなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するとともに、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じ、環境負荷低減に配慮するものとします。また、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次の表に示す「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

区　分		規　格・構　造
基幹路網	林　道	不特定多数の者が利用する道路であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる道路。車道幅員3.0～4.0mで、10t積程度のセミトレーラーの走行を想定した道路であり、木材の運搬等林業経営はもとより地域住民の生活道路として一般車両の通行にも供される道路。
	林業専用道	幹線となる林道を補完し、主として特定の者が森林施業のために利用する道路。車道幅員3.0mで、10t積程度のトラックや林業用車両の走行ができる必要最小限の規格・構造の道路で、専ら集材・運材の用に供され森林作業道の機能を高め、木材輸送機能を強化・補完する丈夫で簡易な道路。
森林作業道		林道及び林業専用道からの支線で、特定の者が森林施業のために利用する道路。主として林業機械(2t積程度の小型トラックを含む)の走行を想定した、幅員2.5～3.0mの道路で、集材等のためにより高密度に配置することで、効率的な森林整備の推進を図るための丈夫で簡易な道路。

なお、林道の開設量については、森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、「Ⅲの第6の4 林道の開設及び拡張に関する計画」のとおり計画します。また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じた丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択することとします。

さらに、基幹路網の安全な通行の確保及び施設の被災防止等を図るため、維持管理に努めるとともに、必要に応じ改良等を行い、森林整備の推進に資する路網を整備します。

基幹路網の現状（林道・林業専用道）

区　分	路線数	延長(km)
基幹路網	39	68.6
うち林業専用道	(0)	(0)

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

森林の利用形態、地形・地質に応じた高性能林業機械の導入により、特に林産物の搬出方法等、低コストで効率的な作業システムについて、下表を目安とした基幹路網及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備（既設路網の改良を含む。）を計画的に推進します。

また、本計画対象森林内の公道（国、県、市町村道、農道等（幅員3.0m以上の道路））及び既設林道の延長を計測した結果、下表の基幹路網の路網密度を超えている市町村については、高性能林業機械を使用した効率的な作業システム等に必要な森林作業道の計画を推進します。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区　　分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系	75以上	25以上
	架線系	25以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系	60以上	15以上
	架線系	15以上	15以上
急 峻 地(35°～　　)	架線系	5以上	5以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

次の3つの条件を満たす区域について、区域の広がりや林道の利用区域を勘案しつつ、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域として設定することができることとします。

① 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林であること
② 現地の基幹路網の密度が(2)の基幹路網の路網密度の標準を下回っていること
③ 地形・地質が路網整備に支障がない区域であること

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備に当たっては、国が示す林道の規格・構造に関する規程、指針等を基本とし、県が作成した林業専用道作設指針(平成23年3月)や森林作業道作設指針(平成23年3月)に従い、路網の整備を推進するものとします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6)その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

小規模な所有形態の森林の施業を合理化するためには、その所有する森林を林業事業体等へ委託、あるいは共同化して地域的まとまりを持って計画的に整備を進めていく必要があります。このため、県、市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携が重要となります。

また、森林経営の受託等を担う森林組合等林業事業体の育成、林業に従事する者の養成及び確保、効率的な作業システムの推進を次のとおり計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林所有者が共同で施業を進めていくことが可能な地域にあっては、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及活動の強化等を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるものとします。

イ 地域の発想に基づく森林づくりの促進

森林施業共同化の促進のため、地域の発想に基づき森林組合等が提案する市町村の地域づくりの方針に即した森林づくりを推進することとします。

また、地域の合意のもとに企業や民間団体など多様な主体の森林づくりへの参画を促進することとします。

ウ 森林組合等による森林の経営受委託等の促進

森林所有者が共同で施業を進めていくことが難しい地域においては、施業の集約化を図るため、森林組合等林業事業体が森林経営の受委託をして施業を進めていくこととします。その促進のため、普及啓発活動等による森林所有者への働き掛けや森林経営の受委託に必要な森林情報の提供を市町村と連携して行い、意欲ある森林所有者や森林組合等の林業事業体への委託を促進するものとします。

さらに、小規模森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあっては、市町村や林業事業体等と連携の上、当該所有者に対する連絡調整や普及啓発活動を強化し、適正な森林経営の受委託に向けて努めるものとします。この際、間伐等の計画的な森林施業に欠かせない境界の確認や整備等に必要な地域活動の促進に努めるものとします。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年5月24日法律第45号)に基づき、知事が指定する林業労働力確保支援センターを中核として、雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む林業事業体を認定事業主として認定し、高性能林業機械の導入や森林施業プランナーの育成の支援、コストマネジメント能力の向上等、経営基盤の強化に向けて効果的な支援措置を実施することとします。

イ 林業従事者の養成・確保

林業従事者の養成・確保を図るには、従事者を雇用する林業事業体の経営基盤の強化と就労環境の改善が重要です。また、新規就業の円滑化を図るため、就労相談会や就労に必要な基本的な知識・技術の講習会の開催、さらに、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施による林業就業者のキャリア形成を支援することが必要です。このため、千葉県林業労働力確保支援センターを中心に次の事項に取り組むこととします。

① 雇用管理者の選任や就業規則の整備等による雇用管理の改善
② 雇用に関する文書交付等による雇用関係の明確化
③ 通年雇用の促進、月給制導入等による雇用の安定化
④ 通年雇用を通じた賃金水準のアップと社会保険の加入促進、年次有給休暇の取得促進等の他産業並の労働条件の改善

⑤ 就労希望者に対する相談

⑥ 現場技能者の育成

⑦ 林業事業体の組織強化の推進

これに併せて、千葉県林業サービスセンターにおいては、高性能林業機械等を用いた低コスト作業システム研修による現場作業の効率化や安全衛生教育を通じた労働安全衛生対策の向上を図るとともに、林業機械のほか各種資格取得の研修等により、林業技術の向上と新たな林業技術者の養成に努めることとします。

ウ 林業後継者等の育成

林家の子弟等が林業への関心を持ち、林業に就業し得る環境を醸成するとともに、林業研究会等若手林業後継者の活動を育成・支援し、林業後継者を育成するものとします。

エ 多様な担い手の育成

環境や景観の保全、健康の増進や教育の場としての森林の活用など、県民の多様なニーズに応える森林施業技術を修得した、新たな担い手の育成や参入に努めるものとします。

特に施業実施協定や里山活動協定認定を受けた団体を支える担い手については、森林整備研修や安全技術研修などへの積極的な参加を呼び掛け、新たな担い手として支援していくこととします。

(3) 作業システムの高度化に資する高性能林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとし、作業システムの普及宣伝、機械作業オペレイターの養成、高性能林業機械の普及に努めるとともに、機械作業に必要な路網等の整備に努めるものとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、路網密度等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>傾 斜</th><th>作業システム</th><th>路網密度</th><th>伐 木</th><th>造 材</th><th>集 材</th><th>運 材</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緩傾斜地
(0～15°)</td><td rowspan="2">車両系</td><td rowspan="2">100m/ha
以上</td><td>チェンソー</td><td>プロセッサ</td><td rowspan="2">グラップル
/ウインチ</td><td rowspan="2">フォワーダ
/トラック</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハーベスタ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中傾斜地
(15～30°)</td><td rowspan="2">車両系</td><td rowspan="2">75m/ha
以上</td><td>チェンソー</td><td>プロセッサ</td><td rowspan="2">グラップル
/ウインチ</td><td rowspan="2">フォワーダ
/トラック</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハーベスタ</td></tr>
<tr><td>架線系</td><td>25m/ha
～75m/ha</td><td>チェンソー</td><td>プロセッサ</td><td>タワーヤーダ
/スイングヤーダ</td><td>トラック</td></tr>
<tr><td rowspan="2">急傾斜地
(30～35°)</td><td>車両系</td><td>60m/ha
以上</td><td>チェンソー</td><td>プロセッサ</td><td>グラップル
/ウインチ</td><td>フォワーダ
/トラック</td></tr>
<tr><td>架線系</td><td>15m/ha
～60m/ha</td><td>チェンソー</td><td>プロセッサ</td><td>タワーヤーダ
/スイングヤーダ</td><td>トラック</td></tr>
<tr><td>急峻地
(35° ～)</td><td>架線系</td><td>5m/ha
以上</td><td>チェンソー</td><td>プロセッサ</td><td>タワーヤーダ</td><td>トラック</td></tr>
</table>

⑷ その他必要な事項

該当なし

7 林産物の利用促進及びそのための施設の整備に関する事項

持続可能な森林資源の循環を図っていくためには、38 ページのⅢの第3の6「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」により森林施業の合理化を進めていきますが、併せて、生産された木材の流通・加工体制の整備等を行い、適切な木材の利用促進を図っていく必要があります。そのために計画的でコストの削減を目指した木材生産を推進し、供給者と需要者との協定等により安定した需給体制の整備に努めるものとします。

今後、森林整備により供給される間伐材等の利用を推進するため、木造住宅等への安定した供給体制の整備、公共建築物等における木材利用体制の整備、木質バイオマスの利用拡大等を目指します。また、新規用途開発された木質部材や木材製品等による新たな県産木材の需要拡大に努めます。併せて、東日本大震災による影響で供給が減少したしいたけ原木の不足を補うため、供給体制の整備に努めるものとします。

(1) 供給者と需要者との協定による木材の安定供給

需要者のニーズに即した品質の木材製品を安定的に低コストで供給できることを目指します。供給材は、持続可能な森林経営が営まれている森林で、適法な手続きにより生産されていることが証明された地域材であることを基本として、製材・乾燥等も含め品質が確保された材として提供できるよう努めるものとします。また、一部地域で取組が進められている関係事業者等の連携体制の構築について、促進に努めるものとします。

⑵ 公共建築物等における木材利用体制の整備

平成 23 年 3 月に策定した「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、「県産材木材利用推進庁内連絡会議」等を活用して、公共施設への地域材の供給等に関する調整、情報提供、設計技術者への支援等、木材利用体制の整備を図り、公共建築物における木材利用を推進します。さらに、備品、消耗品、公共土木工事における木材利用についても併せて推進します。

また、市町村における公共建築物等への木材利用を促進するために「市町村の公共建築物等における木材利用促進方針」の策定を働きかけるものとします。

⑶ 木質バイオマスの利用拡大

未利用森林資源（間伐材、低質材、被害材、林地残材等）の積極的な利用を図るため、関係機関との連携の上、供給者側と需要者側の協定等により、チップや木質ペレット、薪などのボイラーへの熱源やバイオマス発電等への安定した木材供給等により、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとします。

⑷ 木材の加工、流通施設の合理化

木材市場その他の木材の卸売業においては、集出荷施設の改善によるコストの低減や電子機器の導入・活用による適切な在庫管理等に努めるとともに、流通管理を円滑に行い、経営の合理化に努めるものとします。

⑸ 認証木材の利用推進

一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）等による認証木材の利用を促進します。また、適正な生産活動を経て産出された県産材であることを証明する仕組みである「ちばの木認証制度」を推進していくこととし、合法木材の明確化と、森林経営計画を策定した森林などの持続可能な経営を行っている森林から産出された材であることも併せて明確にし、消費者ニーズに呼応した木材の供給体制の構築に繋げていくこととします。

⑹ しいたけ原木の供給体制の整備

本県のしいたけ原木の多くは、県内のコナラやクヌギを生産者が直接、伐採して利用する原木と、主に東北地方等からの購入原木が大部分を占めていましたが、東日本大震災が発生し、原木に放射性物質が付着するなどの影響を受けた結果、本県を含む17都県の一部地域においては、原木の使用が難しくなり、原木の供給量が全国的にひっ迫している状況にあることから、しいたけ生産に適した安全な原木の確保が難しくなっています。

このため、県内産しいたけ原木の安定供給のための取組を推進します。

⑺ その他必要な事項

該当なし

第4　森林の保全に関する事項

1　森林の土地の保全に関する事項

⑴　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、「Ⅲの第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。

なお、土地の形質変更にあたっては、良好な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、確実に緑化を実施することにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

また、土石の切取、盛土を行う場合は地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境保全に支障を来たすことのないよう、現地の状況に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとします。

⑵　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

⑶　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林とします。

なお、保安林の所在、面積は、「Ⅲの第7の1保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法」に示すとおりです。

⑷　その他必要な事項

林地開発許可等により一時的に転用（砂利採取、残土埋立等）された森林においては、「Ⅰの第3の1の⑵目指すべき森林と森林づくりの方向性（表-1・2）」、「Ⅲの第2の1の⑴森林の整備及び保全の目標」及び「Ⅲの第3の2造林に関する事項」等を踏まえ、県が作成した千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針（平成22年10月）に従い確実に緑化を実施することにより、森林の持つ公益的機能の早期回復と維持に努めることとします。

2　保安施設に関する事項

⑴　保安林の整備に関する方針

保安林については、「Ⅲの第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養（かんよう）、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、土砂崩壊防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積を、「Ⅲの第6の5の⑴のアの保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積」のとおり計画するものとします。

⑵ 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

⑶ 治山事業の実施に関する方針

県民の安全・安心の確保を図る観点から、豪雨、地震、津波等の災害に強い地域づくりを進めるため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地や海岸県有保安林等を対象として、山腹工、渓間工等の治山施設の整備、海岸県有保安林の整備を計画的に推進することとします。この際、土砂防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等の規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。

また、海岸県有保安林については、松くい虫被害や過湿による疎林化が拡大していることに加え、東日本大震災に伴う津波による被害を受けたことから、松くい虫の被害に対し抵抗性のあるクロマツや広葉樹を植栽することにより津波など自然災害に強い海岸県有保安林の再生・整備に努めます。

⑷ 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

⑸ その他必要な事項

該当なし

３ 鳥獣害の防止に関する事項

⑴ 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカを主として、区域の対象とする鳥獣の別に設定することとします。この際、当該鳥獣による森林被害の状況を把握できる全国共通のデータ及び当該鳥獣の生息に関するデータに基づき、千葉県第二種特定鳥獣管理計画等を踏まえて、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林について、林班を単位として区域を設定します。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象とする鳥獣の別に、現地の状況に応じて、防護柵の設置や忌避剤の散布、食害防止チューブの設置等、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を、千葉県野生鳥獣対策本部や関係行政機関等と連携し、推進することとします。

また、その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

⑵ イノシシなどによる農作物等被害対策の方針

イノシシなどの野生鳥獣による農作物等被害を軽減するため、千葉県鳥獣保護管理事業計画や千葉県第二種特定鳥獣管理計画及びこれらに基づく野生鳥獣の生息数や被害のモニタリング調査等を踏まえて、千葉県野生鳥獣対策本部の取組との連携を図ります。野生鳥獣の生息環境管理に考慮した被害防止対策としては、農地等との緩衝帯になる林縁部の森林整備や放置竹林対策などを適切に実施します。

(3) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認に当たっては、各種会議の場等を通じて鳥獣害の情報を地域で共有するとともに、必要に応じて森林経営計画認定森林所有者等から報告や現地の状況の分かる写真の提出を求める等、日頃から状況の把握に努めることとします。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

松くい虫、スギ非赤枯性溝腐病、スギカミキリ等の被害の未然防止、早期発見及び駆除等に努めるものとし、森林の多面的機能の維持増進に資することとします。特に海岸保安林の松くい虫の被害については、近年増加傾向にあり、津波による被害と相まってさらなる被害の増加が懸念されていることから、重点的に被害対策を実施し、保安林の保全に努めるものとします。

ア 松くい虫の被害対策

(ア) 対策対象松林の指定

森林病害虫等防除法に基づき、保安林などの公益的機能の高い松林を高度公益機能森林※1及び被害拡大防止森林※2として指定し、地区防除指針及び樹種転換促進指針を定め、薬剤散布、樹幹注入及び被害木の伐倒駆除を行い、松くい虫被害の蔓延防止を図ります。

森林病害虫等防除法に基づく高度公益機能森林等の市町村別面積

区 分	森 林 の 所 在 地		面 積 (単位: ha)
	市町村	区 域	
高度公益機能森林	銚子市	18－ち	4
	旭市	(旧飯岡町)1－い (旧旭市)1－い～ち	47
	匝瑳市	(旧八日市場市)1－い～へ (旧野栄町)1－い～に、2－い～に	99
	横芝光町	(旧光町)1－ろ～り (旧横芝町)10－り～ぬ	82
	大網白里市	17－へ	2
	九十九里町	1－に	6
	山武市	(旧蓮沼村)1－は～ほ、2－ろ～と (旧成東町)10－い～は、10－ほ、11－ろ～へ	139
	一宮町	1－ろ～と、2－い～ほ	125
	長生村	1－い～は	29
	白子町	1－い～は、6－い～ほ	74

※1:高度公益機能森林
保安林及び保安林以外であって土地に起因する災害の防止、水源涵養又は環境の保全について高い機能を持つと認められる松林のうち、自然条件や景観保全の上で松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林

※2:被害拡大防止森林
被害の状況、松林の分布、地勢等から高度公益機能森林の周辺において、高度公益機能森林と一体的に対策を講ずべき松林

(イ) 松林区分ごとの被害対策の方針

① 高度公益機能森林

高度公益機能森林については、特別伐倒駆除、伐倒駆除、薬剤散布及び樹幹注入の対策を総合的に実施し、その保全を図るものとします。

② 被害拡大防止森林

被害拡大防止森林については、高度公益機能森林と一体的な対策を講ずることとしますが、特に被害状況、立地条件等を踏まえ、樹種転換を推進し感染源の除去を図るものとします。

イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

サンブスギは、木材としての良好な形質等から本県に広く植栽されていますが、スギ非赤枯性溝腐病の被害を受け森林の持つ多面的機能が著しく低下している森林が多い状況です。

このため、スギ非赤枯性溝腐病の被害林については、被害木の伐倒整理、林外搬出、また、伐採跡地への植栽のほか、被害材利用のための運搬及び加工まで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものとします。

ウ スギカミキリによる被害対策

スギカミキリは、スギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫です。

このため、スギカミキリの被害林について、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施します。

⑵ 鳥獣による森林被害対策の方針（3に揚げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害の防止を図るため、被害の早期発見に努め、被害状況・地形等現地の状況に応じて、適切な被害防止対策を講ずるものとします。

また、人工林の長伐期化、伐採面積の細分化や複層林・混交林化などによる森林被害防止対策を適切に実施します。

⑶ 林野火災の予防の方針

林野火災の予防対策として、森林法第21条に規定する火入れ及び市町村森林整備計画に定める火入れを実施する場合の留意事項の適正な運用を図り、林野火災の危険性の高い市町村を中心として、初期消火用機材の配備を行うほか、普及啓発物品の配布や山火事予防週間を設けるなど、予防思想の普及啓発を図ります。また、森林の整備に併せて、山火事の延焼防止に資する林内歩道や防火帯等の整備を推進します。

⑷ その他必要な事項

森林被害の未然防止を図ることを目的に保安林地域等で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事の被害が多発する恐れのある地域等を対象として森林の巡視を行います。

第5　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の持つ保健機能を高度に発揮させるための森林の施業と県民の利用に供する施設の整備とを一体的に推進することにより、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針とし、自然景観等の森林の立地条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

1　保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している保健機能の高い森林のうち、次の二つの条件をいずれも満たす森林について設定するものとします。

○その森林の存する地域の実情及び利用者の意向から、自然環境の保全にも配慮の上、森林の保健機能の増進を図るため、森林保健施設を整備することが適当である森林

○その森林の施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みがある森林

2　その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、計画施設の設置に伴う森林の有する水源涵養（かんよう）、県土保全等の公益的機能の低下を補完するため、自然環境の保全その他の森林の持つ諸機能の保全に配慮しつつ、多様な樹種、林齢からなる森林に誘導することとします。

また、林内の快適な利用のため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行うこととします。

また、森林の持つ環境保全機能に著しい支障を及ぼさないようにするとともに、景観維持のため、森林保健施設、建築物の規模を制限する際の基準となる立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、なお、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めるものとします。

(3) その他必要な事項

該当なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

森林資源の状況、森林整備及び保全の目標等を考慮し、計画期間における主伐及び間伐による伐採材積を次のとおり設定します。

単位 材積:千m^3

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	450	444	6	216	210	6	234	234	―
前半5カ年の計画量	219	217	2	98	96	2	121	121	―

2 間伐面積

単位 面積:ha

区 分	間伐面積
総 数	5,549
前半5カ年の計画量	2,869

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	641	182
前半5カ年の計画量	338	98

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置(市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5ヵ年の計画箇所	備考
開 設	自動車道	林道	市原市	加茂線	(0.4) 1	136	○	
〃	〃	〃	〃	東郷線	(1.7) 1	80		
開 設 計			計	2路線	(2.1) 2			
拡 張	(改良)	林道	市原市	万田野線	(0.2) 7	220		
〃	〃	〃	〃	戸面蔵玉線	(0.3) 5	177		
〃	〃	〃	〃	大福山線	(0.2) 3	246		
〃	〃	〃	〃	音信山線	(0.1) 1	281		
〃	〃	〃	〃	加茂線	(0.3) 2	136		
〃	〃	〃	〃	月崎大久保線	(0.3) 2	190		
〃	〃	〃	〃	根向線	(0.1) 1	70		

〃	〃	〃	〃	女ヶ倉線	(0.2) 2	104		
			計	8路線	(1.7) 26			
拡 張	(舗装)	林道	市原市	大福山線	(0.5) 1	246		
〃	〃	〃	〃	米田線	(0.6) 2	50		
〃	〃	〃	〃	月崎大久保線	(2.5) 5	190		
〃	〃	〃	〃	加茂線	(1.5) 5	138		
拡 張	(舗装)	林道	計	4路線	(5.1)13			
拡張計				12路線	(6.8) 39			

注:延長及び箇所数欄の()内は、延長(km)、裸書きは箇所数である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保 安 林 の 種 類	面 積	前半5カ年の計画面積	備 考
総 数 (実 面 積)	2,016	2,013	
水源涵養(かんよう)のための保安林	488	488	
災害防備のための保安林	2,123	2,120	
保健、風致の保存等のための保安林	1,046	1,046	

注:総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の計には一致しない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別、所在別の面積等

単位 面積:ha

指定/解除	種 類	流 域	面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
指定	災害防備	利根川	1	0	国土の保全	
		利根川～夷隅川	2	1	〃	
		養老川～江戸川	1	1	〃	
		加茂川～養老川	2	1	〃	
		計	6	3		
	合 計		6	3		
解 除	該当なし					

ウ　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位:ha

種　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養（かんよう）	－	－	100	100	100
災害防備	－	－	－	1,303	－
保健風致等	－	－	－	8	－

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

ア　前期数量

森林の所在		治山事業施行地区数	主な工種	備　考
市町村	区　域			
千葉市	若葉区加曽利町	1	山腹工	
横芝光町	篠本	1	山腹工	旧光町
旭市	三川地区	1	防災林造成 保安林整備	旧飯岡町
旭市	野中地区	1	防災林造成 保安林整備	旧旭市
旭市	井戸野地区	1	防災林造成 保安林整備	旧旭市
匝瑳市	長谷地区	1	防災林造成 保安林整備	旧八日市場市
匝瑳市	栢田地区	1	防災林造成 保安林整備	旧野栄町
横芝光町	木戸地区	1	防災林造成 保安林整備	旧光町 旧横芝町
山武市	蓮沼ホ地区	1	防災林造成 保安林整備	旧蓮沼村
山武市	小松地区	1	防災林造成 保安林整備	旧成東町
山武市	本須賀地区	1	防災林造成 保安林整備	旧成東町
九十九里町	作田地区	1	防災林造成 保安林整備	
白子町	剃金地区	1	防災林造成 保安林整備	
白子町	中里地区	1	防災林造成 保安林整備	
長生村	一松地区	1	防災林造成 保安林整備	

一宮町	一宮地区	1	防災林造成 保安林整備	
一宮町	東浪見地区	1	防災林造成 保安林整備	
市原市	水沢	2	山腹工	
市原市	東国吉	1	山腹工	
市原市	荻作	1	山腹工	
市原市	豊成	1	山腹工	
市原市	大桶	1	山腹工	
前期計		23		

イ 後期数量

森林の所在		治山事業 施行地区数	主な工種	備 考
市町村	区 域			
横芝光町	篠本	1	山腹工	旧横芝町
山武市	松尾町八田	1	山腹工	旧松尾町
旭市	三川地区	1	防災林造成 保安林整備	旧飯岡町
旭市	野中地区	1	防災林造成 保安林整備	旧旭市
旭市	井戸野地区	1	防災林造成 保安林整備	旧旭市
匝瑳市	長谷地区	1	防災林造成 保安林整備	旧八日市場市
匝瑳市	栢田地区	1	防災林造成 保安林整備	旧野栄町
横芝光町	木戸地区	1	防災林造成 保安林整備	旧光町 旧横芝町
山武市	蓮沼ホ地区	1	防災林造成 保安林整備	旧蓮沼村
山武市	小松地区	1	防災林造成 保安林整備	旧成東町
山武市	本須賀地区	1	防災林造成 保安林整備	旧成東町
九十九里町	作田地区	1	防災林造成 保安林整備	
白子町	剃金地区	1	防災林造成 保安林整備	

白子町	中里地区	1	防災林造成 保安林整備	
長生村	一松地区	1	防災林造成 保安林整備	
一宮町	一宮地区	1	防災林造成 保安林整備	
一宮町	東浪見地区	1	防災林造成 保安林整備	
市原市	東国吉	1	山腹工	
市原市	不入斗	1	山腹工	
市原市	田尾	1	山腹工	
市原市	奥野	1	山腹工	
市原市	駒込	1	山腹工	
市原市	飯給	1	山腹工	
市原市	柿木台	1	山腹工	
後期計		24		
合　計		47		

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

（集計表）　　単位 面積:ha

種　　類	面　積
水源かん養保安林	488
土砂流出防備保安林	91
土砂崩壊防備保安林	136
飛砂防備保安林	629
防風保安林	283
水害防備保安林	19
潮害防備保安林	752
干害防備保安林	209
落石防止保安林	－
魚つき保安林	－
航行目標保安林	2
保健保安林	1,020
風致保安林	24
国定公園第１種特別地域	－
国定公園第２種特別地域	75
国定公園第３種特別地域	29
県立自然公園第１種特別地域	15
県立自然公園第２種特別地域	32
県立自然公園第３種特別地域	1,801
都市計画法による風致地区	279
首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地保全区域特別保全地区	52
鳥獣保護管理法による特別保護地区	25
文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地	31
県自然環境保全条例による特別地区	71
急傾斜崩壊危険区域	46
砂防指定地区	64

単位 面積:ha

種　類	森　林　の　所　在		面 積
	市町村	区　　域	
水源かん養 保　安　林	市　原　市	11,82,119,120,136,151,206, 213,214,216～226	364.6
	八　街　市	20	13.2
	旭　　市	(旧海上町)4	0.7
	東　金　市	5,6,7,11,12,14,17,26	109.9
	計		488.4

<table>
<tr><th colspan="2">施　　業　　方　　法</th></tr>
<tr><th>立木の伐採の方法及びその限度</th><th>そ　の　他</th></tr>
<tr><td>1. 伐採方法
(1) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐として伐採することができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
2. 伐採の限度
(1) 伐採の年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、当該保安林またはその集団について、植栽の指定樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢に相当する数で除して得た面積に、前伐採年度における伐採について、森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐採面積に達していない場合には、その達すまでの部分の面積を加えて得た面積とする。
(2) 伐採の年度ごとに間伐による伐採をすることができる立木の伐採の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の2を超えず(ただし、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所については、立木材積の10分の3.5を超えないものとする。)、かつ、その伐採によりその森林にかかる樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
(3) なお、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所について択伐する場合の伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積の限度は、次のとおりとする。
ア 植栽の指定がある場合
当該伐採年度初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た率又は次の算式により算出された率のいずれか小さい率をいい、その割合が、10分の4を超えるときは、10分の4とする。)を乗じた材積とする。
$(V_o - V_s \times 7 / 10) \times 1 / V_o$
V_o:当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積
V_s:当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
イ 植栽の指定がない場合
当該伐採年度初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が、10分の3を超えるときは、10分の3とする。)を乗じた材積とする。</td><td>1. 植栽
伐採をした日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内にヘクタール当り3,000本以上(ただし、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所については、それぞれに定める本数以上とする。)を均等に分布するように植栽する。
樹種は、スギ、ヒノキ、マツから選び(ただし、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所については、それぞれ定める樹種から選ぶものとする。)、満1年生以上の苗木とする。
2. その他
家畜の放牧または落葉下草、土石の採取は原則として禁止する。</td></tr>
</table>

種　類	森　林　の　所　在		面 積
	市町村	区　　域	
土砂流出防備保安林	千　葉　市	60,61	0.4
	市　原　市	18,77,89,90,97,107,108,128, 130～134,142,150,153, 155～157,170,180,183,188,190, 191,195,200,202,207,209,212, 214,215,217,219,220	86.0
	香　取　市	(旧山田町)2	0.4
	多　古　町	25	0.5
	東　庄　町	1	0.6
	旭　　市	(旧飯岡町)3	0.2
	横芝光町	(旧横芝町)8	0.0
	茂　原　市	15～17,19～21,39	1.9
	長　柄　町	5,7～10,32	0.8
	計		90.8

施　　業　　方　　法	
立木の伐採の方法及びその限度	その　の　他
1. 伐採方法 (1) 主伐は択伐による。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐として伐採することができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2. 伐採の限度 (1) 伐採の年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、次のとおりとする。 ア 植栽の指定がある場合 当該伐採年度初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た率又は次の算式により算出された率のいずれか小さい率をいい、その割合が、10分の4を超えるときは、10分の4とする。)を乗じた材積とする。 (Vo − Vs × 7 / 10) × 1 / Vo Vo:当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積 Vs:当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積 イ 植栽の指定がない場合 当該伐採年度初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が、10分の3を超えるときは、10分の3とする。)を乗じた材積とする。 (2) 伐採の年度ごとに間伐による伐採をすることができる立木の伐採の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の2を超えず(ただし指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所についてては、立木材積の10分の3.5を超えないものとする。)、かつ、その伐採によりその森林にかかる樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8まで回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。 ※ 一部水源かん養保安林に同じ。	1. 植栽 伐採をした日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内にヘクタール当り3,000本以上(ただし、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所については、それぞれに定める本数以上とする。)を均等に分布するように植栽する。 樹種は、スギ、ヒノキ、マツから選び(ただし、指定施業要件の変更及び平成１４年度以降に指定した箇所については、それぞれ定める樹種から選ぶものとする。)、満１年生以上の苗木とする。 2. その他 家畜の放牧または落葉下草、土石の採取は原則として禁止する。

種　類	森　林　の　所　在		面 積
	市町村	区　　域	
土砂崩壊防備保安林	千　葉　市	5,6,12,59～61	1.8
	市　原　市	2,3,5,9,13,14,16,18～20,30, 33,36,38,44,45,50,57,62～64, 66,70～72,82,93,101～105,107, 113,117,119,120,136,149～151, 155,161,168,169～171,175,177, 179,184,186,189,190,192,193, 197,200,201,207,214～216,218,219	35.4
	成　田　市	(旧下総町)3 (旧大栄町)4, 18	0.4
	佐　倉　市	28,29,30	1.3
	富　里　市	7	0.9
	香　取　市	(旧佐原市)2,4,6,8,20,21 (旧小見川町)1,2,4～6,9,10 (旧栗源町)4,5,12	25.8
	多　古　町	1,2,3,5,7,8,11～13,22,23,24,25	10.0
	東　庄　町	1,4,9	2.8
	銚　子　市	8,10,17,18	2.7
	匝　瑳　市	(旧八日市場市) 3,4,7,8,12,14～16	4.7
	旭　　市	(旧干潟町)2～4,6 (旧海上町)4,5 (旧飯岡町)3,4	12.6
	東　金　市	4,15,23,25,28	5.2
	山　武　市	(旧成東町)1～3,5,7 (旧山武町)3,38,42,44 (旧松尾町)1,4,6,7,8,10,12,15	12.8
	大網白里市	4	0.3
	芝　山　町	3,6,8～10,13,15～18	3.2
	横芝光町	(旧横芝町)1,7～9 (旧光町)4,5	9.3
	茂　原　市	30	0.7
	一　宮　町	3	0.3
	睦　沢　町	19～21	0.8
	長　柄　町	5,16,22	1.2
	長　南　町	5,8,13,30,40,46,65	3.7
	計		135.9
飛砂防備保安林	旭　　市	(旧旭市)1 (旧飯岡町)1	48.1
	匝　瑳　市	(旧八日市場市)1 (旧野栄町)1	101.3
	山　武　市	(旧成東町)10,11 (旧蓮沼村)1,2	145.2
	大網白里市	17	2.4
	横芝光町	(旧横芝町)10 (旧光町)1	88.0
	九十九里町	1,2	7.1
	一　宮　町	1～3	126.4
	長　生　村	1	37.4
	白　子　町	1,6	72.7
	計		628.5

施　　業　　方　　法	
立木の伐採の方法及びその限度	そ　の　他
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。

種　類	森　林　の　所　在		面 積
	市町村	区　　域	
防風保安林	千　葉　市	5,55	4.2
	市　原　市	60,114,115,116	3.4
	成　田　市	(旧成田市)21,22,26,27	15.6
	八　街　市	15～20	178.9
	富　里　市	8～10,12	21.5
	香　取　市	(旧小見川町)10 (旧佐原市)23	17.1
	銚　子　市	10,17,18	22.3
	旭　　市	(旧旭市)1 (旧飯岡町)1	9.5
	東　金　市	6	4.0
	山　武　市	(旧蓮沼村)1,2	0.2
	横芝光町	(旧横芝町)10	1.0
	一　宮　町	1	5.3
	計		282.9
水害防備保安林	香　取　市	(旧小見川町)10 (旧佐原市)23	17.1
	銚　子　市	8～11	1.4
	計		18.5
潮害防備保安林	銚　子　市	1,17,18	34.6
	旭　　市	(旧旭市)1 (旧飯岡町)1	76.5
	匝　瑳　市	(旧八日市場市)1 (旧野栄町)1,2	125.9
	山　武　市	(旧成東町)10,11 (旧蓮沼村)1,2	150.2
	大網白里市	4,17	2.4
	九十九里町	1,2	13.5
	横芝光町	(旧横芝町)10 (旧光町)1	96.8
	一　宮　町	1～3	128.9
	長　生　村	1	37.7
	白　子　町	1,6	85.3
	計		751.7
干害防備保安林	千　葉　市	16,19	0.8
	市　原　市	101,102,105,113,158,182, 197～199	130.8
	香　取　市	(旧佐原市)25,27,28	2.8
	多　古　町	13,14	5.2
	東　庄　町	1,4,9	7.0
	山　武　市	(旧成東町)5 (旧山武町)19,20,26,27,28, 29,30,44,45,47～49 (旧松尾町)3,9,11	49.9
	芝　山　町	5	8.2
	長　南　町	18	4.3
	計		209.1

施　　業　　方　　法	
立木の伐採の方法及びその限度	そ　の　他
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。 ※ 一部水源かん養保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。

種　類	森　林　の　所　在		面 積
	市町村	区　　域	
航行目標保安林	銚子市	18	0.2
	山武市	(旧成東町)7	0.5
	茂原市	20,23	1.6
	計		2.3
保健保安林	千葉市	12	0.2
	市原市	64,71,114,116,158,182,218, 219,220,222～225	344.7
	東庄町	1,4,9	7.0
	銚子市	17,18	1.6
	旭市	(旧旭市)1 (旧飯岡町)1	58.4
	匝瑳市	(旧八日市場市)1 (旧野栄町)1,2	101.1
	東金市	13,15,25,26	19.2
	山武市	(旧成東町)10,11 (旧山武町)45,47 (旧蓮沼村)1,2	149.7
	九十九里町	1	7.1
	横芝光町	(旧横芝町)10 (旧光町)1	88.0
	一宮町	1～3	125.2
	長生村	1	33.9
	白子町	1,6	84.3
	計		1,020.5
風致保安林	市原市	124	2.0
	市川市	1	0.1
	東金市	25	4.5
	茂原市	39	1.5
	睦沢町	17	4.8
	長南町	18	10.7
	計		23.5

施　　業　　方　　法	
立木の伐採の方法及びその限度	そ　の　他
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。 ※ 一部水源かん養保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。

単位　面積:ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施　　業　　方　　法	
	市町村	区　域		立木の伐採方法及びその限度	その他
国定公園 第2種 特別地域	香　取　市	(旧佐原市)6	0.9	1 伐採方法 (1) 森林の施業は択伐法によるものとする。 ただし、風致に支障がない限り皆伐法によることができる。 (2) 国定公園計画に基づく車道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 主伐として伐採できる立木は、千葉北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 2 伐採の限度 (1) 択伐率は用材林において現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 伐採及び更新に際し風致上特に必要と認める場合、知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (3) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 (4) 皆伐法による場合はその伐区を次のとおりとする。 ア 1伐区の面積は2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く保存木を残す場合、又は、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区は努めて分散させなければならない。	
	銚　子　市	1,17,18	74.2		
	計		75.1		
国定公園 第3種 特別地域	香　取　市	(旧佐原市)6	14.3	森林の全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限はしないものとする。	
	銚　子　市	18	14.5		
	計		28.8		
県立 自然公園 第1種 特別地域	長　柄　町	14,22,30	5.8	1　伐採方法 (1) 主伐は原則として禁止とする。ただし、風致に支障がない限り単木択伐を行うことができる。 (2) 伐採することができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えたものとする。 2　伐採の限度 単木択伐により伐採できる立木の材積の限度は、現在蓄積の10%以内とする。	
	長　南　町	18,23	8.9		
	計		14.7		

単位　面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域		立木の伐採方法及びその限度	その他
県立自然公園第2種特別地域	市原市	208	0.1	国定公園第2種特別地域に同じ。	
	長柄町	14,30	23.4		
	長南町	18	8.5		
	計		32.0		
県立自然公園第3種特別地域	市原市	116～120,143,144	241.4	国定公園第3種特別地域に同じ。	
	旭市	(旧旭市)1	38.0		
		(旧飯岡町)1,4	27.3		
	匝瑳市	(旧八日市場市)1	39.7		
		(旧野栄町)1,2	62.2		
	山武市	(旧成東町)10,11	61.0		
		(旧蓮沼村)1,2	99.1		
	九十九里町	1	8.7		
	横芝光町	(旧横芝町)10	25.8		
		(旧光町)1	52.8		
	一宮町	1,2	112.1		
	長生村	1	27.7		
	白子町	1,6	34.4		
	長柄町	11～15,20,22～30,32	679.2		
	長南町	18,19,21～23 30,31	291.5		
	計		1,800.9		
県自然環境保全条例による特別地区	市原市	220,221	70.5	主伐は、択伐（択伐率現在蓄積の30％以内）によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。	
	計		70.5		
鳥獣保護管理法による特別保護地区	長柄町	30,32	10.5	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第29条の規定による。	
	長南町	18	14.5		
	計		25.0		
都市計画法による風致地区	市川市	1,2	26.5	「千葉県風致地区条例」第2条の規定による。	
	船橋市	8,9	34.8		
	香取市	(旧佐原市)3,6,7,21,23	154.2		
	銚子市	14,17,18	63.1		
	計		278.6		
首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地特別保全地区	千葉市	30,31,35,36 50,52～54	51.6	近郊緑地保全計画に定めるところによる。	
	計		51.6		

単位　面積:ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法	
	市町村	区　域		立木の伐採方法及びその限度	その他
文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地	市　原　市	7	0.3	「文化財保護法」第125条の規定による。	
	市　川　市	1	2.7		
	佐　倉　市	2	1.5		
	栄　　町	3	15.0		
	香　取　市	(旧小見川町) 3,4	1.1		
	旭　　市	(旧干潟町)3	2.1		
	横芝光町	(旧横芝町)2	2.3		
	茂　原　市	39	2.1		
	長　南　町	18	4.3		
	銚　子　市	1,17,18	14.1		
	計		45.5		
急傾斜地崩壊危険区域	千　葉　市	6,13,16,31,63,59	6.8	森林の施業は原則として択伐法によるものとする。ただし崩壊の恐れが少ないと認められる場合には小面積皆伐(1伐区の面積は2ha以内、伐区は努めて分散させる。)を行うことができる。	
	市　原　市	63,117～119,147	4.0		
	八千代市	3	1.9		
	成　田　市	12,13,35～38	10.7		
		(旧大栄町)1,2,13	6.0		
	佐　倉　市	6～8,28	8.8		
	印　西　市	(旧印旛村)9,15 (旧本埜村)1	3.9		
	栄　　町	1	2.4		
	香　取　市	(旧佐原市)8	0.2		
		(旧小見川町)9	0.8		
	多　古　町	1,8,9	3.5		
	銚　子　市	17	1.9		
	旭　　市	(旧干潟町)6	0.5		
	匝　瑳　市	(旧八日市場市)12,17	1.0		
	東　金　市	25,26	1.9		
	山　武　市	(旧松尾町) 7,16	5.4		
	横芝光町	(旧光町)4	2.2		
	一　宮　町	6	0.1		
	長　南　町	26	0.1		
	計		62.1		
砂防指定地区	市　原　市	164,165,174～176,178,187,190,197,202,204～207,209,211	64.2	土砂の流出と林地の保水を考慮して施業を実施し，特に施業の制限はしないものとする。	
	計		64.2		

注)区域欄の数字は林班番号である。

２　その他必要な事項

房総の美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市町村、県民、里山活動団体、森林所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、森林ボランティア等による森林・里山の保全・整備活用を推進します。